

## 次期愛知県母子保健計画について

### ○ 根拠法令

第1期（2015-2019）、第2期（2020-2024）については、国の母子保健の取組の方向性と目標を示す「健やか親子 21(第2次)」の趣旨を踏まえ策定。

2025年度からの計画は、厚生労働省子ども家庭局長通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」(2023年3月31日)の趣旨を踏まえて策定。

### ○ 計画期間

2025年度から2029年度までの5年間

### ○ 計画策定の趣旨

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進することが求められている。

そのため、成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し母子保健に係る成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するために母子保健計画を策定する。

### 次期「あいちめぐみプラン 2025-2029」 における基本施策

- 1 キャリア教育の推進
- 2 就労支援
- 3 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- 4 結婚支援
- 5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- 6 男女共同参画の推進
- 7 **安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援**
- 8 保育の受け皿拡充、保育人材の確保、多様な保育サービスの拡充
- 9 **子どもの健康の確保**
- 10 居場所づくり
- 11 **思春期保健対策の充実**
- 12 学校教育の充実
- 13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 14 **切れ目のない保健・医療の提供**
- 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援
- 16 障害のある子どもへの支援
- 17 **児童虐待防止対策の推進**
- 18 社会的養育体制の充実
- 19 **自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組**
- 20 外国人の子ども・若者への支援
- 21 **個々の家庭に寄り添った支援の充実**
- 22 経済的支援の充実
- 23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実
- 24 地域の多様な主体との協働推進
- 25 **県民・企業が一体となって応援する機運の醸成**

### 次期愛知県母子保健計画としての取組

下線部記載は目標設定がある取組

#### 《7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援》

- ・妊娠・出産に関する不安の解消
- ・安心して妊娠・出産するための取組
- ・妊娠・出産に関する教育、性教育等の充実
- ・不妊治療対策の推進

#### 《9 子どもの健康の確保》

- ・母子保健サービスの充実
- ・乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援
- ・家庭内の安全確保等
- ・小児慢性特定疾病児等への支援

#### 《11 思春期保健対策の充実》

- ・思春期の健康に関する教育・支援

#### 《14 切れ目のない保健・医療の提供》

- ・思春期の健康に関する教育・支援
- ・安心して妊娠・出産するための取組
- ・母子保健サービスの充実
- ・小児慢性特定疾病児童等や難病患者への支援

#### 《17 児童虐待防止対策の推進》

- ・関係機関等との連携の推進
- ・妊娠期からの虐待予防のための啓発
- ・妊娠期からの虐待予防のための支援

#### 《21 個々の家庭に寄り添った支援の充実》

- ・地域における子育て支援機能の拡充
- ・訪問支援の充実
- ・多胎育児家庭への支援

## 次期「あいちはぐみんプラン 2025-2029」

### 1 次期「あいちはぐみんプラン 2025-2029」策定の考え方

#### (1) 次期計画の位置付け

- ア 愛知県少子化対策推進条例第 6 条に基づく「基本計画」
- イ 次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく「地域行動計画」
- ウ こども基本法第 10 条に基づく「都道府県こども計画」
- エ 「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 1 項に基づく「子ども・若者計画」
- オ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもが輝く未来推進計画」（子どもの貧困対策推進計画）

#### (2) 一体的に策定する計画

- ア 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」
- イ 愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条に基づく「児童虐待防止基本計画」
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」
- エ 厚生労働省の「**成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について**」(2023.3)（厚生労働省子ども家庭局長通知）の趣旨を踏まえた「母子保健計画」
- オ 厚生労働省の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえた「社会的養育推進計画」

### 2 計画期間

2025 年度から 2029 年度までの 5 年間

### 3 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

「県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる（社会の実現）」については、現行計画（あいち はぐみんプラン 2020-2024）から引き続き目標

### 4 基本的考え方

県は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに成長し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画で定める施策を着実に推進する。

### 5 重点目標

- (1) 若者の生活基盤の確保
- (2) 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
- (3) 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援
- (4) 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援
- (5) 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備

### 6 目標

基本施策の 25 項目について 46 の数値等の目標を設定。

## 次期愛知県母子保健計画（案）

ゴシック記載は今回、追記または修正

### 7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

#### ◆取組の方向性

安心・安全な妊娠・出産となるよう、妊婦が抱える不安や不妊・不育への支援及び周産期医療を充実させます。

#### ◆今後の取組

##### （妊娠・出産に関する不安の解消）

- 県は、予期せぬ妊娠をした妊婦が悩みを一人で抱え込むことがないように、電話及びSNSを活用した相談や産科受診同行等のアウトリーチ型相談を必要に応じて実施し、市町村や医療機関などの関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

##### （安心して妊娠・出産するための取組）

- 県及び市町村は、若い世代の男女が生殖機能の仕組みに関する正しい知識（妊よう力）を学び、自らのライフプランを考えることができるよう教育現場と連携して健康教育を実施します。
- 市町村は、様々な保健事業を活用して、妊娠届出書の満11週以内の提出や妊婦健康診査の重要性を啓発します。県は、関係機関と連携して妊娠がわかった時の医療機関への早期受診等の啓発に努めます。
- 市町村は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。
- 市町村は、妊娠・出産期の心身の健康づくりを推進するため、妊娠届出時の面接等の保健事業を通じて、妊婦の喫煙防止対策や飲酒防止対策等に向けた啓発を行います。
- 県は、妊産婦への支援の充実のため医療機関と市町村等との連携会議を開催するなど連携強化を図ります。
- 市町村は、こども家庭センター（母子保健機能）において妊産婦やパートナー等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等の相談に応じるなど、産前・産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制の充実を図ります。
- 県は、妊娠中からの早期支援により、産後うつ予防、ハイリスク者への継続的な支援が適切に行われるよう愛知県母子健康診査マニュアルを活用し、切れ目ない子育て支援の充実を図ります。また、産後の心身の負担を軽減するための産後ケア事業を必要な方が受けられるよう、産後の支援体制の充実を図ります。
- 県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村が実施する妊婦の心身の健康づくりが推進されるよう、市町村を支援します。
- 県は、市町村と連携し、先天性難聴児を早期に発見し、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制整備に取り組むとともに受検率向上に努めます。
- 県は、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての子どもを対象とした新生児マス・スクリーニング検査を実施します。
- 県は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）が一体的に実施されるよう、市町村の取組を支援します。

##### （妊娠・出産に関する教育、性教育等の充実）

- 県は、全ての妊婦が安全・安心に妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関し気軽に相談できる体制の整備や、予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じる相談窓口の周知に努めます。

- 教育、保健、医療の関係者が連携し、子ども・若者が妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための普及啓発や健康教育を実施します。

#### **(不妊治療対策の推進)**

- 県は、愛知県不妊・不育専門相談センター\* 1において、不妊・不育に悩む夫婦の相談を受け、治療等に関する情報を提供します。
- 県は、不育症のリスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査に要した費用の一部を助成します。

### **◆5年後のあいちの姿（数値目標）**

項目名	現況	目標
産後ケア事業の利用率	5.8% (2023年度)	増加

\* 1 愛知県不妊・不育専門相談センター

愛知県が、名古屋大学医学部附属病院に委託して運営している、不妊・不育及び流産・死産についての無料相談窓口。専門医師やカウンセラーなどの専門家が相談に応じる。

## 9 子どもの健康の確保

### **◆取組の方向性**

様々な母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。

子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進します。

### **◆今後の取組**

#### **(母子保健サービスの充実)**

- 市町村は、成長の節目ごとに実施される健康確保及び子育て支援のための大切な機会である乳幼児健康診査を始めとする母子保健サービスの充実に努めます。

県は、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、市町村を支援します。

- 県は、「体罰や暴言等によらない子育て」を進めるため、母子保健事業等の機会を活用し、リーフレット等により啓発に努めます。
- 県は、多発むし歯や口腔機能育成に継続的な支援を要する親子に対して、関係機関・団体と連携し、身近な地域で相談支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 県は、県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、研修等を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図ります。

#### **(乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援)**

- 県は、子どもの基本的な生活習慣づくりを促すため、関係者との現状や課題の共有、研修開催による人材育成等の環境整備を継続し、健康教育や情報提供等の充実に向けて支援をします。

#### **(家庭内の安全確保等)**

- 市町村は、各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行います。県は、家庭内での安全確保について、市町村の先進的な取組の情報提供を行います。

### (小児慢性特定疾病児等への支援)

- 県は、小児慢性特定疾病児等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、自立に向けた支援体制の充実に努めます。また、小児慢性特定疾病児に対する医療費を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図ります。
- 県は、小児慢性特定疾病患者が自身の疾病等の理解を深めるなど自立支援を目的とした小児期から成人期への移行期医療の体制整備に努めます。
- 県は、市町村と連携し、先天性難聴児を早期に発見し、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制整備に取り組むとともに受検率向上に努めます。
- 県は、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての子どもを対象とした新生児マス・スクリーニング検査を実施します。

### ◆5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	78.0% (2023年度)	増加

## 11 思春期保健対策の充実

### ◆取組の方向性

男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促すことで、思春期の心身の健康づくりに努めます。

また、心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教員の指導力・対応力の向上を図ります。

### ◆今後の取組

#### (思春期の健康に関する教育・支援)

- 県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア\*2の推進を含め、性に関する正しい知識の普及に努めます。
- 県及び市町村は、若い世代の男女が生殖機能の仕組みに関する正しい知識（妊よう力）を学び、自らのライフプランを考えることができるよう教育現場と連携して健康教育を実施します。
- 県は、電話、SNSによる相談や産科医療機関等へのアウトリーチ型相談支援などにより予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。

### ◆5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数	40市町 (2023年度)	全市町村 (54市町村)

## \* 2 プレコンセプションケア

男女を問わず、妊娠前から性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組。

## 14 切れ目のない保健・医療の提供

### ◆取組の方向性

身体的・精神的・社会的に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制を推進します。

### ◆今後の取組

#### (思春期の健康に関する教育・支援)

- 県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。また、SNSを活用した相談や医療機関への同行支援により予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。

#### (安心して妊娠・出産するための取組)

- 市町村は、様々な保健事業を活用して、妊娠届出書の満11週以内の提出や妊婦健康診査の重要性を啓発します。県は、関係機関と連携して妊娠がわかった時の医療機関への早期受診等の啓発に努めます。
- 市町村は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。
- 県は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）が一体的に実施されるよう、市町村の取組を支援します。
- 市町村は、妊娠・出産期の心身の健康づくりを推進するため、妊娠届出時の面接等の保健事業を通じて、妊婦の喫煙防止対策や飲酒防止対策等に向けた啓発を行います。
- 県は、妊産婦への支援の充実のため医療機関と市町村等との連携会議を開催するなど連携強化を図ります。
- 市町村は、こども家庭センター（母子保健機能）において妊産婦やパートナー等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等の相談に応じるなど、産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実を図ります。
- 県は、妊娠中からの早期支援により、産後うつ予防、ハイリスク者への継続的な支援が適切に行われるよう愛知県母子健康診査マニュアルを活用し、切れ目ない子育て支援の充実を図ります。また、産後の心身の負担を軽減するための産後ケア事業を必要な方が受けられるよう、産後の支援体制の充実を図ります。
- 県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村が実施する妊婦の心身の健康づくりが推進されるよう、市町村を支援します。
- 県は、市町村と連携し、先天性難聴児を早期に発見し、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制整備に取り組むとともに受検率向上に努めます。
- 県は、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての子どもを対象とした新生児マス・スクリーニング検査を実施します。

#### (母子保健サービスの充実)

- 市町村は、成長の節目ごとに実施される健康確保及び子育て支援のための大切な機会である乳幼児健康診査を始めとする母子保健サービスの充実を努めます。
- 乳幼児健康診査は子どもの健康の確保のために大切な機会であるとともに子育て支援の場でもあるため、市町村は、母子保健サービスを充実させるよう努めます。

県は、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、市町村を支援します。

- 県は、県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、研修等を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図ります。

#### **(小児慢性特定疾病児童等や難病患者への支援)**

- 県は、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、自立に向けた支援体制の充実に努めます。また、小児慢性特定疾病児に対する医療費を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図ります。
- 県は、小児慢性特定疾病患者が自身の疾病等の理解を深めるなど自立支援を目的とした小児期から成人期への移行期医療の体制整備に努めます。  
また、こどもホスピス\*3について国の全国普及に向けた取組に基づき、理解の促進を図ります。

#### **\*3 こどもホスピス**

小児緩和ケアの対象となるこども、きょうだい児を含めた家族を対象に提供されるケアの一つの形態をいう。対象となるこどもと家族の状態やニーズに即し、多様な民間施設や団体等により、様々な場所や方法で実践されている。

#### **◆5年後のあいちの姿（数値目標）（基本施策7の再掲）**

項目名	現況	目標
産後ケア事業の利用率	5.8% (2023年度)	増加

## 17 児童虐待防止対策の推進

#### **◆取組の方向性**

児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくため、児童相談センターや市町村の相談体制や機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進めます。

また、一時保護を要する子どもに対して、子どもの権利を最優先とした環境整備に取り組んでいきます。

#### **◆今後の取組**

##### **(関係機関等との連携の推進)**

- 県は、あいち小児保健医療総合センターを児童虐待対応の拠点病院として、地域の中核的な医療機関とのネットワーク体制を組むことにより、引き続き地域医療全体の虐待対応力の強化を図ります。

##### **(妊娠期からの虐待予防のための啓発)**

- 県は、「体罰や暴言等によらない子育て」を進めるため、母子保健事業等の機会を活用し、リーフレット等により啓発に努めます。
- 県は、予期せぬ妊娠の相談に応じる窓口の周知を行い、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する知識の普及に努めます。
- 県は市町村と連携し、乳児の「泣き」や揺さぶられ症候群について、母子健康手帳の交付時やパパママ教室、家庭訪問時等での啓発に努めます。

### **(妊娠期からの虐待予防のための支援)**

- 県は、出産後の子どもの養育に課題を抱える妊婦が安心して出産を迎え、産後も母子が安定した生活を送ることができるよう妊産婦に対する必要な支援の強化に努めます。
- 市町村は、妊娠届出時に把握した妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努めます。県は、市町村による養育支援訪問事業\*4の充実を図るため、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、事例検討や研修等により働きかけます。
- 県は、予期せぬ妊娠の相談窓口を周知し、関係機関と連携し、妊娠・出産等についての知識の普及、相談支援を行うとともに、市町村における乳幼児健康診査の未受診者への対応が充実されるよう支援を行います。

#### **\*4 養育支援訪問事業**

養育が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

## 21 個々の家庭に寄り添った支援の充実

### **◆取組の方向性**

必要な人に必要な情報や支援が届くよう、子育て支援機関の連携を促進し、訪問支援の充実や地域での相談支援体制の整備など、個々の家庭に寄り添った支援を実施します。

また、家庭の役割と大切さについて理解を深めるとともに、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、保護者に対する学習機会の提供、相談体制の充実等に取り組みます。

### **◆今後の取組**

#### **(地域における子育て支援機能の拡充)**

- 県は、妊婦や子育て家庭が身近な場所で相談でき、個別のニーズに応じて適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう、市町村の利用者支援事業の充実を支援します。
- 県は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金)が一体的に実施されるよう、市町村の取組を支援します。また、妊婦のための支援給付について県独自に低所得世帯を対象として拡充した子育て応援給付金を支給します。
- 県は、市町村が母子健康手帳の交付時や乳児家庭を訪問する際に、個々の家庭に必要な支援の提供ができるよう、研修の実施や関係機関との連携会議を開催し、市町村を支援します。

#### **(訪問支援の充実)**

- 全ての市町村において、引き続き乳児家庭全戸訪問事業を実施するとともに、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の実施体制が充実されるよう、県は、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、研修等により働きかけます。
- 市町村は、妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問事業等による支援に努めます。

#### **(多胎育児家庭への支援)**

- 県は、市町村において多胎妊婦や多胎育児家庭への相談支援等が充実されるよう、研修や会議等を活用して働きかけます。また、県は、多胎児の出産育児について身近な交流の機会がない方にも参加いただけるよう、広域的な多胎家庭交流会を開催します。

(参考) 次期「あいちはぐみんプラン 2025-2029」策定スケジュール

日程	内容
2024年6月26日	第1回子ども・子育て会議の開催 (基本目標・骨子・体系図の検討)
10月7日	第2回子ども・子育て会議の開催 (名称・副題・数値目標の項目・取組内容の検討)
12月13日	第3回子ども・子育て会議の開催 (計画素案の検討)
12月19日～ 2025年1月17日	パブリックコメントの実施 子ども向けパブリックコメントの実施
2月13日	第4回子ども・子育て会議の開催 (最終案の検討)
3月	計画の策定・公表